

令和3年度事業計画書

当財団は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく「登録情報処理機関」として、書面による特許出願など特許庁が指定する手続書類の電子情報化を行う事業を実施しています。

令和2年度は、登録情報処理機関として行うデータエントリー事業4種及び公報情報の電子媒体化に係る事業を、新型コロナウイルス感染症対策を講じた中で実施しています。緊急事態宣言発令時においては、成果物の納品が遅れることについて特許庁に承諾を得た上で、処理の優先順位を定め、職員の交代勤務体制を採りました。納品の遅れに対しては、品質やセキュリティを確保した上で、そのリカバリーに最大限の努力をしております。

財団のセキュリティ確保につきましては、平成28年度に初回認証を、また、令和元年度に再認証を取得したISMS（情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001）の運用に際し、PDCAサイクルを継続的に展開することによってセキュリティの強化を図り、令和2年12月に実施されたサーベイランス審査においても、高い評価を得ることができました。

公益目的支出計画といたしましては、公益社団法人発明協会への特定寄附を実施しました。

令和3年度は、令和6年度まで4年間契約のデータエントリー事業4種の初年度となりますが、引き続きセキュリティの強化及び品質の向上を図っていくとともに、より競争力のある組織への変革を目指し、体制の見直しや人材の育成に努めるため、以下の項目を重点的に行ってまいります。

1. 品質向上検討ワーキンググループの活用等により、さらなる品質の向上及び効率化を図るための検討を行い、適切な作業フローへの見直しやシステム環境の構築に努めてまいります。
2. 女性の活躍を推進するなど、職員の働きやすい環境を整備すると共に、人材育成に努めてまいります。

3. ISMS認証におけるサーベイランス審査を活用し、職員のセキュリティに関する意識及び力量を高め、監理体制を一層充実させてまいります。
4. 更なる品質向上と効率的な事業運営に加え、特許庁が推進する申請手続等デジタル化への対応や、新たな事業の展開に向けて、調査・研究を積極的に実施してまいります。
5. 公益目的支出計画については、特定寄附の相手方である公益社団法人発明協会への支援事業を実施してまいります。

なお、令和3年1月からの緊急事態宣言発令時に採った職員の交代勤務体制による成果物納品の遅れに対しては、令和3年度にリカバリーを図り、順次、通常の納期に戻していくことを予定いたします。

以上を含めて、下記のとおり電子情報化事業を実施してまいります。

記

1. 登録情報処理機関として行う電子情報化事業
 - (1) 国内出願関係書面等【約 20.2 万件】
 - ①書面による手続のデータエントリー業務（特許、実用新案）【約 11.6 万件】
 - ②書面による手続のデータエントリー業務（意匠、商標等）【約 8.6 万件】
 - (2) 国際特許出願関係書面等【約 60.6 万件】
 - ①国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（受理官庁）【約 8.9 万件】
 - ②国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（指定官庁）【約 51.7 万件】
2. 公報情報の電子媒体化に係る事業【778 件】

（審決公報に関するもの）
3. 関連事業等
 - (1) 電子情報化機器の更改
 - (2) 法改正等に対応するためのシステム改造
4. 公益目的支出計画
公益社団法人発明協会に対する特定寄附
5. その他、定款の範囲内で行う事業